

シルバー110番・Q&A

高齢者のさまざまな悩みごとや心配ごとについて、専門家が答ええます。



法律

負担付贈与

Q 私は現在一戸建ての住宅に住んでいます。この住宅は父から資金の援助を受けて建てたものなのですが、最近になって、父が援助のために渡した資金を返してほしいと言ってきました。父は、資金援助をしたのは、老後の身の回りの世話を私がすることが条件だったということです。援助を受けた金額を父に返さなければいけないのでしょうか。

A 返さなければならぬかについて、まず

はあなたがどのような名目でお金を受け取ったのかが問題になります。お金を借りるといふ名目の場合、当然お金を返さなければならぬこととなります。他方、お金をもらったという場合には、基本的には、お金を返す必要はありません。法律上、贈与として受け取ったものはその後になつて返す必要はないとされているからです。

もつとも、贈与されたものを返す必要がある場合もあります。それは、贈与を受ける際に何らかの条件が付けられていた場合です。条件のことを負担と呼び、負担のある贈与契約を負担付贈与契約といいます。負担付贈与契約も契約の一種ですから、贈与する人と贈

与される人の合意がない限り、負担を付けることはできません。

そして、負担付贈与契約の場合、負担を履行することは義務ですから、負担が履行されない場合には、贈与した人は契約を解除することができません。契約が解除された場合には、贈与は契約の時に遡ってなかったこととなりますから、贈与を受けた人は贈与を受けたものを返さなければなりません。

あなたの場合、お父さんは贈与の際に、あなたが老後の面倒を見ることを条件と考えていたようです。あなたがこれを知って贈与を受けていたりする場合に、負担付贈与契約を締結したとみることができません。

から、あなたはお父さんの老後の面倒を見るか、お金を返す必要があります。もつとも、契約に含まれているかどうかは、契約書の有無、内容などによって判断が違いますから、お父さんとのやりとりについて残っているものをもって、弁護士に相談されることをお勧めします。

弁護士 志摩 恭臣 しま やすおみ

税金

ふるさと納税について

Q 私は年を取るにつれ、故郷をなつかしく思い出すことが多くなり、何かの形で恩返しもしたいと思うようになりました。

そこで、特産品などの返礼品も頂けるといふ「ふるさと納税」について教えてください。

A 「ふるさと納税」とは、具体的に言え